

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第9号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第1各組織共通の項中「6級」を「5級」に改める。

別表第2本庁の項中「課長補佐又は」を削り、「担当課長補佐、係長」を「係長」に、「行財政局財政部財政課」を「行財政局財政室」に、「秘書担当の担当課長補佐、秘書係長」を「秘書係長」に改め、同表市会事務局の項中「担当課長補佐及び」を削り、同表教育委員会事務局の項中「人事給与担当及び計理担当の担当課長補佐及び担当係長、庶務係長、総務人事係長、企画労務係長並びに計理係長」を「庶務係長、総務人事係長、企画労務係長及び計理係長並びに人事給与担当及び計理担当の担当係長」に、「担当課長補佐、係長」を「係長」に、「給与担当の担当課長補佐及び担当係長並びに給与係長」を「給与係長及び給与担当の担当係長」に改め、同表監査事務局の項中「担当課長補佐及び」を削り、同表人事委員会事務局の項中「担当課長補佐 係長 担当係長」を「係長 担当係長」に改め、同表備考2中「行財政局財政部財政課」を「行財政局財政室」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)